

○個人情報保護委員会規則第 号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年 月 日

個人情報保護委員会委員長 丹野美絵子

個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則

個人情報の保護に関する法律施行規則（平成二十八年個人情報保護委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（個人の権利利益を害するおそれが大きいもの）</p> <p>第七条 法第二十六条第一項本文の個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一・二 「略」</p> <p>三 不正の目的をもって行われたおそれがある当該個人情報取扱事業者に対する行為による個人データ（当該個人情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であつて、個人データとして取り扱われることが予定されているものを含む。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態</p> <p>四 「略」</p> <p>（個人情報保護委員会への報告）</p> <p>第八条 個人情報取扱事業者は、法第二十六条第一項本文の規定によ</p>	<p>（個人の権利利益を害するおそれが大きいもの）</p> <p>第七条 法第二十六条第一項本文の個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一・二 「同上」</p> <p>三 不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態</p> <p>四 「同上」</p> <p>（個人情報保護委員会への報告）</p> <p>第八条 個人情報取扱事業者は、法第二十六条第一項本文の規定によ</p>

る報告をする場合には、前条各号に定める事態を知った後、速やかに、当該事態に関する次に掲げる事項（報告をしようとする時点において把握しているものに限る。次条において同じ。）を報告しなければならぬ。

一 「略」

二 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データ（前条第三号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。次号において同じ。）の項目

三 九 「略」

2・3 「略」

（個人の権利利益を害するおそれが大きいもの）

第四十三条 法第六十八条第一項の個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一・二 「略」

三 不正の目的をもって行われたおそれがある当該行政機関の長等の属する行政機関等に対する行為による保有個人情報（当該行政機関の長等の属する行政機関等が取得し、又は取得しようとしている個人情報であつて、保有個人情報として取り扱われることが予定されているものを含む。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

四・五 「略」

（個人情報保護委員会への報告）

る報告をする場合には、前条各号に定める事態を知った後、速やかに、当該事態に関する次に掲げる事項（報告をしようとする時点において把握しているものに限る。次条において同じ。）を報告しなければならぬ。

一 「同上」

二 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データの項目

三 九 「同上」

2・3 「同上」

（個人の権利利益を害するおそれが大きいもの）

第四十三条 法第六十八条第一項の個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一・二 「同上」

三 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

四・五 「同上」

（個人情報保護委員会への報告）

備考 表中の「」の記載は注記である。	<p>第四十四条 行政機関の長等は、法第六十八条第一項の規定による報告をする場合には、前条各号に定める事態を知った後、速やかに、当該事態に関する次に掲げる事項（報告をしようとする時点において把握しているものに限る。）を報告しなければならない。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報（前条第三号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。次号において同じ。）の項目</p> <p>三 九 「略」</p> <p>2・3 「略」</p>
	<p>第四十四条 行政機関の長等は、法第六十八条第一項の規定による報告をする場合には、前条各号に定める事態を知った後、速やかに、当該事態に関する次に掲げる事項（報告をしようとする時点において把握しているものに限る。）を報告しなければならない。</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目</p> <p>三 九 「同上」</p> <p>2・3 「同上」</p>

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。